



東北大学利益相反マネジメント事務局
〒980-8577 仙台市青葉区片平 2 丁目 1 番 1 号
TEL 022-217-4398 FAX 022-217-6241
URL <http://www.bureau.tohoku.ac.jp/coi/>
e-mail : coi@bureau.tohoku.ac.jp

Office for COI Management, TOHOKU University
2-1-1 Katahira, Aoba-ku Sendai, 980-8577, Japan
TEL +81 22 217 4398 FAX +81 22 217 6241
URL <http://www.bureau.tohoku.ac.jp/coi/>
e-mail : coi@bureau.tohoku.ac.jp

利 相
平成 22 年 5 月 26 日

各部局等の長 殿

理 事
利益相反マネジメント委員会委員長
植 木 俊 哉

臨床研究に係る利益相反自己申告書の改訂について(通知)

日頃、利益相反マネジメント業務につきましては、格段のご配慮をいただきありがとうございます。

さて、本学の臨床研究の利益相反マネジメント(以下「COI マネジメント」という)は、平成18年12月より「臨床研究の利益相反ポリシー策定に関するガイドライン(平成 18 年 3 月)」(臨床研究の倫理と利益相反に関する検討班)に基づき開始し、現在に至っております。同ガイドラインでは生計を一にする配偶者および一親等の親族までを申告者としておりますが、本学においては、教職員の方々が混乱する恐れがあるとの判断から、当分の間、当該研究者のみをCOI申告者としておりました。

一方、タミフル事件以降、厚労省から出された「厚生労働科学研究における利益相反(Conflict of interest: COI)の管理に関する指針」(平成 20 年 3 月 31 日付)においても、平成 22 年度新規実施分より、生計を一にする配偶者および一親等の親族も利益相反申告者として盛り込まれ、機関によるCOIマネジメントが必須となりました。

これらのことから、本学でも国内標準に併せて、臨床研究COI申告対象者に、当該研究者の生計を一にする配偶者および一親等の親族もCOI申告者として追加する(申告書の概略・詳細共2ページ目に記載)とし、今回その申告書を別紙のとおり改訂[※]いたしました。

つきましては、貴部局の教職員の方々に周知下さいますと共に、今後とも COI マネジメント業務にご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本学 COI マネジメントにおける臨床研究の定義につきましては、「東北大学 臨床研究に係る利益相反マネジメント 用語の説明」(次ページ)をご参照ください。

以 上

※「臨床研究に係る利益相反自己申告書」は、利益相反マネジメント事務局 HP に掲載しております。

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/coi/>